

議案第 16 号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 23 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年墨田区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

別表第 1 区長の部 29 の項を次のように改める。

29 削除

別表第 2 区長の部 4 の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報」の次に「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報」を加え、同部 33 の項を次のように改める。

33 削除

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

別表第 1 区長の部 29 の項及び別表第 2 区長の部 33 の項の改正規定 公布の日

第 1 条及び第 5 条の改正規定 令和 3 年 9 月 1 日

別表第 2 区長の部 4 の項の改正規定 令和 3 年 10 月 1 日

（提案理由）

区民の利便性の向上等を図るため、区長が行う事務において利用することができる

特定個人情報の利用範囲を拡大するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等により、所要の改正をする必要がある。